

# 大規模小売店舗設置者に求める地域貢献に関する指針

平成20年 2月  
福岡県大牟田市

## 1 地域貢献について

### (1) 地域貢献の目的

大規模小売店舗の設置者が、地域社会の一員としての役割を十分認識し、地域との共存を図ることにより、活力ある地域経済及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

### (2) 地域貢献を求める対象

次の各号に掲げる大規模小売店舗の設置者(以下「店舗設置者」という。)とする。

ア 店舗面積が1万㎡を超える新設の大規模小売店舗

イ 既存店舗の増床により、新たに店舗面積が1万㎡を超えることとなる大規模小売店舗

ウ 店舗面積が1万㎡を超える既存の大規模小売店舗で、増床を行うもの、又は既に行った増床部分について営業を開始するもの

公道等により店舗敷地が分断されている場合、一体的な開発と判断されるときは、各々の店舗面積が1万㎡以下であっても、合計の店舗面積が1万㎡を超えていれば対象とする。

### (3) 店舗設置者に求める地域貢献策

別記のとおりとする。

### (4) 地域貢献を求める際の手法

本市と店舗設置者との間で地域貢献協定(以下「協定」という。)を締結する。また、地域貢献の具体的な取組内容については、協定締結後に本市と店舗設置者との間で協議の上、覚書を締結する。

### (5) 既存店舗への対応

店舗面積が1万㎡を超える既存の大規模小売店舗であって(2)ウに該当しないものに対しても、地域貢献の取組への協力を依頼する。

## 2 地域貢献に関する協定の締結について

### (1) 協定の目的

協定は、店舗設置者の企業としての社会的な責任を明確にするとともに、店舗設置者から地域貢献に関して積極的かつ主体的な協力が得られるようにすることを目的とする。

### (2) 協定書の内容

協定書に記載する基本的事項は、次のとおりとし、協定書のひな型は別添のとおりとする。

りとする。なお、協定書の具体的な内容については、店舗の業態や特徴などに合わせて定めるものとする。

- ア 協定締結の目的
- イ まちづくりの取組への協力
- ウ 地域との連携
- エ 地元産品の販売促進への協力
- オ 地元雇用の確保
- カ 防犯・防災対策
- キ ユニバーサルデザインの導入
- ク 環境保全及び省エネルギー対策等の推進
- ケ 交通対策及び周辺施設対策
- コ 店舗閉鎖時の適切な対応
- サ その他
- シ 協定上の地位の承継
- ス 疑義の処理

(3) 協定の締結時期

協定は、大規模小売店舗立地法に基づく「周辺地域の生活環境の保持に関する意見」との整合性を図った上で、時期を失しないよう締結するものとする。

### 3 覚書の締結について

(1) 覚書の目的

覚書は、地域貢献の具体的な取組内容を明示するとともに、締結した協定の実効性を確保することを目的とする。

(2) 覚書の内容

覚書に記載する事項は基本的に別記のとおりとし、店舗の業態や特徴などに合わせて、記載する事項及びその具体的な取組内容を、店舗設置者と協議して定めるものとする。

(3) 覚書締結の時期

覚書は、協定締結後、当該大規模小売店舗の開店までの間に締結する。

(4) 実績の報告

地域貢献策の取組状況については、定期的に報告を求めるものとする。

### 4 付則

この指針は、平成20年2月29日から施行し、同日以降に新設又は増床に係る大規模小売店舗立地法に基づく「周辺地域の生活環境の保持に関する意見」の福岡県への提出期限を迎える大規模小売店舗について適用する。